

令和4年3月9日
総務部経理課

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用について

1 経緯

令和4年3月から公共工事設計労務単価が、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で2.5%の上昇となり、国土交通省よりその早期適用が要請された。

これにより、平成24年度労務単価と比較すると、全国平均で57.4%の上昇となった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置（前年度を下回った単価は、前年度単価に据置）を適用する。

2 新労務単価の適用等について

国土交通省による要請を踏まえ、申請により協議が整った案件について、契約変更を適用する。

(1) インフレスライド条項の適用

対象要件

ア 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないもの。

イ 令和4年3月1日が工期内にある工事で、かつ、基準日（スライド額算出の基準とする日をいう。）以降の工期までの工事期間の残工期が原則として2月以上あるもの。

(2) 新労務単価運用に係る特例措置

対象要件

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。